

【フロン排出抑制法における主な書面の記載事項一覧】

	書面名称	記載事項	参考			
			根拠法律条項	根拠省令条項 (下段「注」参照)	交付(送付)元	交付(送付)先
機器の整備	1 充填証明書	1,整備を発注した第一種特定製品の管理者(当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であつて、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填した場合を含む。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所 2,フロン類を充填した第一種特定製品の所在 3,フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報 4,フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 5,充填証明書の交付年月日 6,フロン類を充填した年月日 7,充填したフロン類の種類ごとの量 8,当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別	第37条第4項	施行規則第15条	第一種フロン類充填回収業者	第一種特定製品管理者
	2 回収証明書	1,整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所 2,フロン類を回収した第一種特定製品の所在 3,フロン類を回収した第一種特定製品を特定するための情報 4,フロン類を回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 5,回収証明書の交付年月日 6,フロン類を回収した年月日 7,回収したフロン類の種類ごとの量	第39条第6項	施行規則第22条	第一種フロン類充填回収業者	第一種特定製品管理者
建物解体	3 事前確認書	1,書面の交付年月日 2,特定解体工事元請業者の氏名又は名称及び住所 3,特定解体工事発注者の氏名又は名称及び住所 4,解体工事の名称及び場所 5,建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果	第42条第1項	解体省令第2条	特定解体工事元請業者 (3年間の写しの保存義務あり)	特定解体工事発注者 (3年間の原本の保存義務あり)
機器の廃棄	4 回収依頼書	1,第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 2,引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 3,引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所 4,回収依頼書の交付年月日 5,引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 6,引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号	第43条第1項	施行規則第29条	第一種特定製品廃棄等実施者 (3年間の写しの保存義務あり)	第一種フロン類充填回収業者
	5 委託確認書	1,第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 2,引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 3,引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所 4,委託確認書の交付年月日 5,引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在	第43条第2項	施行規則第31条	第一種特定製品廃棄等実施者 (3年間の写しの保存義務あり)	第一種フロン類引渡受託者(多次に渡る場合は再受託者に要追記の上回付) (3年間の写しの保存義務あり)
		再委託時の委託確認書追記事項 1,第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所 2,委託確認書の回付年月日	第43条第5項	施行規則第36条		
	6 再委託承諾書	1,第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 2,引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 3,引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 4,フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所 5,承諾の年月日 6,第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所	第43条第4項	施行規則第33条	第一種特定製品廃棄等実施者 (3年間の写しの保存義務あり)	第一種フロン類引渡受託者(多次に渡る場合は回付) (3年間の原本又は写しの保存義務あり)
	7 引取証明書	1,第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 2,引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数 3,フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在 4,フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 5,引取証明書の交付年月日 6,フロン類の引取りを終了した年月日 7,引き取ったフロン類の種類ごとの量	第45条第1項	施行規則第41条	第一種フロン類充填回収業者 (3年間の写しの保存義務あり)	第一種特定製品廃棄等実施者 (3年間の原本の保存義務あり)
	8 確認証明書	1,第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 2,フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び数 3,フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在 4,フロン類が充填されていないことを確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 5,確認証明書の交付年月日 6,フロン類が充填されていないことを確認した日	第41条	施行規則第27条の2	第一種フロン類充填回収業者 (3年間の写しの保存義務あり)	第一種特定製品廃棄等実施者 (3年間の原本の保存義務あり)
フロン類の再生・破壊	9 再生証明書	1,引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 2,フロン類の引取りを終了した年月日 3,引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号 4,再生を行った第一種フロン類再生業者の氏名又は名称、住所及び許可番号 5,再生証明書の送付年月日 6,フロン類の再生を行った年月日 7,再生を行ったフロン類の種類ごとの量及びフロン類の再生を行った場合において、再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量(自らがフロン類破壊業者として破壊した場合にあっては、その旨並びに破壊した年月日及び破壊したフロン類の種類ごとの量を含む。)	第59条第1項	施行規則第64条	第一種フロン類再生業者 (3年間の写しの保存義務あり)	第一種フロン類充填回収業者 (3年間の写しの保存義務あり)
	10 破壊証明書	1,引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 2,フロン類の引取りを終了した年月日 3,引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号 4,破壊したフロン類破壊業者の氏名又は名称、住所及び許可番号 5,破壊証明書の送付年月日 6,フロン類を破壊した年月日 7,破壊したフロン類の種類ごとの量	第70条第1項	施行規則第79条	フロン類破壊業者 (3年間の写しの保存義務あり)	第一種フロン類充填回収業者 (3年間の写しの保存義務あり)

【補足】

上記の書面については、法令上記記載事項を定めているのみであり、様式については特段の定めはないため、各事業者等において任意の様式を用いて構わない

注) 施行規則: フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成二十六年経済産業省・環境省令第7号)

解体省令: 特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令(平成十八年十二月十八日経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)